

○追手門学院大学授業料等納付規程

昭和52年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学学則（以下「学則」という。）第38条、第49条から第54条及び追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条から第45条に基づき、授業料その他学費（以下「授業料等」という。）の納付方法その他必要な事項を定めるものとする。

(入学検定料)

第2条 入学検定料は別表第1に定める額とする。ただし、別表第1に定めのない入学試験の検定料は35,000円とする。

2 内部推薦入試による入学試験の検定料は免除する。

3 再入学の出願についてはこれを免除するが、審査料として10,000円を納付しなければならない。

(再入学者、編入学者及び転入学者の授業料等)

第3条 再入学者の授業料等は、再入学学年次の金額とし、編入学者及び転入学者の授業料等は、編入学又は転入学を許可された入学年度のコ金額とする。

2 博士後期課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、退学した者が、再入学した場合の授業料等は、再入学する年度の所定の授業料等の4分の1とする。

(授業料等の納付区分及び納付期限)

第4条 授業料、施設設備充実資金及び教育充実費は、春学期（以下、大学院においては「前期」と読み替える。）及び秋学期（以下、大学院においては「後期」と読み替える。）に、各々年額の2分の1ずつを納付しなければならない。

2 実験実習費は、春学期授業料とともに年額を納付しなければならない。

3 授業料等の春学期・秋学期の納付金額は、別表第2に定める額とする。

4 長期履修制度に係る授業料等の納付についての詳細は、これを別に定める。

第5条 授業料等の納付期限は、春学期にあつては4月26日、秋学期にあつては9月26日とする。ただし、納付期限の末日が金融機関休業日にあたる場合は、金融機関翌営業日を納付期限とする。

第6条 入学（再入学、編入学及び転入学を含む。）を許可された者は、前条の規定にかかわらず、本大学の指定する入学手続期限までに、授業料、施設設備充実資金及び教育充実

費年額の2分の1、入学金、実験実習費を納付しなければならない。

- 2 再入学者の入学金は、学則第50条及び大学院学則第41条の規定にかかわらず50,000円とする。

(授業料等の延納)

第7条 在學生で、授業料等を第5条に規定する期日までに納付することが経済的事情等により困難と認められる者については、延納を許可することがある。ただし、1年次生については、秋学期分からの適用とする。

第8条 前条の許可を受けようとする者は、所定の「学費延納願」にその理由を附し、春・秋学期各々納付期限の2週間前までに業務改革推進課を経て学長に提出しなければならない。

第9条 授業料等延納を許可された場合の授業料等の納付期限は、次のとおりとする。

春学期分……………6月26日

秋学期分……………11月26日

(休学者の授業料等)

第10条 休学期間が半期の場合、当該学期授業料全額、実験実習費の半額及び教育充実費の半額を免除し施設設備充実資金の4分の1を免除する。また、休学期間が1年の場合は、当該年度授業料、実験実習費及び教育充実費を免除し、施設設備充実資金の2分の1を免除する。

- 2 学年途中からの休学及び入学年度における春学期の休学については、当該学期にかかる前項の免除をしない。

(復学者及び留年者の授業料等)

第11条 休学者が復学を許可された場合の授業料等は、入学年次のものを適用し、学年途中で許可された場合は、当該学期の授業料等を納付しなければならない。

- 2 卒業を延期された者の授業料等は、入学年次のものを適用し、卒業を認められたときまでの学期分を納付しなければならない。

(退学者の授業料等)

第12条 学年途中で退学しようとする者は、当該学期授業料等を退学の日までに納付しなければならない。

(学年途中での休学者、卒業者等の超過授業料等)

第13条 学年途中において休学、卒業、課程修了又は退学する場合、その納付しなければならない授業料等の所定の金額に対し、既納の授業料等がこれを超えているときは、学則

第54条及び大学院学則第45条の規定にかかわらずその差額を返付する。

(授業料等滞納の場合の除籍手続)

第14条 授業料等をその期限までに納付しない者については、その保証人に対して督促を行う。

2 前項の督促を行っても、なお、授業料等を納付しない者について、納付期限後2か月を経過した場合には、その学生及び保証人に対して再度督促を行う。

第15条 延納を許可された者において、授業料等をその期限までに納付しない者については、その納付期限後、ただちにその学生及び保証人に対して督促を行う。

第16条 第14条第2項及び第15条の督促を行っても、なお、授業料等を納付しない者について、学生及び保証人に対し、除籍の通告を行う。

2 前項の通告による最終納付期限は、春学期については8月20日、秋学期については2月20日とする。ただし、納付期限の末日が金融機関休業日にあたる場合は、金融機関翌営業日を納付期限とする。

第17条 前条第2項に定める納付期限までに、授業料等を納付しない者について、学部長又は研究科長は、授業料等滞納学生の除籍につき学部会議又は研究科委員会にはかるものとする。

2 除籍の日付は、原則として既に授業料等を納付した学年又は学期の末日とする。

(事務の所管)

第18条 この規程に関する事務は、財務課、業務改革推進課及び入試課の所管とする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、昭和52年度に入学しようとする者から適用する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年12月16日から施行する。ただし、第3条の規定は、昭和54年度に入学しようとする者から適用する。

附 則

この規程は、昭和54年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学者については、旧規程を適用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。ただし、1999年度入学者及び編入学者については、第4条及び第6条の規定の適用を2000年4月1日からとする。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、2012年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年度以前の入学生については旧規程を適用する。

附 則

この規程は、2020年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、2021年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

公募制推薦入試

	基本となる出願	追加出願
公募制推薦入試	30,000円	1出願につき 10,000円

日程を定める場合、実施する各日程に適用する。A、B等アルファベットを付す場合は、検定料の計算上、一つの日程として扱う。

一般入試

	基本となる出願	追加出願
一般入試	30,000円	1出願につき 10,000円

日程を定める場合、実施する各日程に適用する。A、B等アルファベットを付す場合は、検定料の計算上、一つの日程として扱う。

大学入学共通テスト利用入試

	基本となる出願	追加出願
大学入学共通テスト利用入試	3,000円	1出願につき 3,000円

日程を定める場合、実施する各日程に適用する。A、B等アルファベットを付す場合は、検定料の計算上、一つの日程として扱う。

各型・方式を問わず大学入学共通テスト（以下、共通テスト利用入試という。）と同時に
出願する一般入試があり、一般入試の第1志望で出願する学科・専攻と同じ学科・専攻に出願

する場合は、共通テスト利用入試の検定料を無料とする。ただし、無料とするのは共通テスト利用入試各日程に出願する学科・専攻につき一つの出願とする。

大学入学共通テスト併用入試

	基本となる出願	追加出願
大学入学共通テスト併用入試	3,000円	1出願につき 3,000円

日程を定める場合、実施する各日程に適用する。A、B等アルファベットを付す場合は、検定料の計算上、一つの日程として扱う。

大学入学共通テスト併用入試（以下、共通テスト併用入試という。）と同時に出願する一般入試の第1志望で出願する学科・専攻と同じ学科・専攻に出願する場合は、共通テスト併用入試の検定料を無料とする。ただし、無料とするのは共通テスト併用入試の各日程に出願する学科・専攻につき一つの出願とする。

別表第2（第4条関係）

（単位：円）

学部学生春学期・秋学期別授業料等納付金		授業料	施設設備充実資金	合計
15年度・16年度入学者 初年度	春学期	375,000	77,500	452,500
	秋学期	375,000	77,500	452,500
合計		750,000	155,000	905,000
15年度・16年度入学者 2年次より	春学期	375,000	157,500	532,500
	秋学期	375,000	157,500	532,500
合計		750,000	315,000	1,065,000

学部学生春学期・秋学期別授業料等納付金		授業料	施設設備 充実資金	合計 (国際教 養学科以 外)	教育充実費	合計 (国際教養 学科)
17年度入学者 初年度	春学期	375,000	77,500	452,500	15,000	467,500
	秋学期	375,000	77,500	452,500	15,000	467,500
合計		750,000	155,000	905,000	30,000	935,000

17年度入学者	春学期	375,000	157,500	532,500	15,000	547,500
2年次より	秋学期	375,000	157,500	532,500	15,000	547,500
合計		750,000	315,000	1,065,000	30,000	1,095,000
				0		

学部学生春学期・秋学期別授業料等納付金		授業料	施設設備 充実資金	合計 (国際教養学部以外)	教育充実費	合計 (国際教養学部)
18年度・19年度入学者	春学期	375,000	77,500	452,500	15,000	467,500
初年度	秋学期	375,000	77,500	452,500	15,000	467,500
合計		750,000	155,000	905,000	30,000	935,000
18年度・19年度入学者	春学期	375,000	157,500	532,500	15,000	547,500
2年次より	秋学期	375,000	157,500	532,500	15,000	547,500
合計		750,000	315,000	1,065,000	30,000	1,095,000
				0		

学部学生春学期・秋学期別授業料等納付金		授業料	施設設備 充実資金	合計 (国際教養学部以外)	教育充実費	合計 (国際教養学部)
20年度・21年度入学者	春学期	425,000	77,500	502,500	15,000	517,500
初年度	秋学期	425,000	77,500	502,500	15,000	517,500
合計		850,000	155,000	1,005,000	30,000	1,035,000
				0		
20年度・21年度入学者	春学期	425,000	157,500	582,500	15,000	597,500
2年次より	秋学期	425,000	157,500	582,500	15,000	597,500
合計		850,000	315,000	1,165,000	30,000	1,195,000
				0		

学部学生春学期・秋学期別授業料等納付金		授業料	施設設備充実資金	教育充実費	合計
22年度以降入学者 初年度	春学期	425,000	77,500	15,000	517,500
	秋学期	425,000	77,500	15,000	517,500
合計		850,000	155,000	30,000	1,035,000
22年度以降入学者 2年次より	春学期	425,000	157,500	15,000	597,500
	秋学期	425,000	157,500	15,000	597,500
合計		850,000	315,000	30,000	1,195,000

※なお、編入学、再入学生等については入学する学年の学費を適用する。

2013年度入学者より適用

大学院学生前期・後期別授業料等納付金	授業料	施設設備充実資金	合計 (心理学専攻以外)	実験実習費	合計 (心理学専攻)
前期	250,000	50,000	300,000	30,000	330,000
後期	250,000	50,000	300,000		300,000
合計	500,000	100,000	600,000	30,000	630,000